

## 第3号議案

### 愛南町職員定数条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町職員定数条例の一部を改正する条例  
愛南町職員定数条例(平成16年愛南町条例第31号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項第1号中「385人」を「300人」に改め、同条第5号中「110人」を「60人」に改め、同条第7号中「50人」を「55人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月8日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

現状に応じた定数を定めるため。

愛南町職員定数条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 略                      (職員の数)                      第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。                      (1) 町長の事務部局の職員 <u>385</u>人                      (2)～(4) 略                      (5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>110</u>人                      (6) 略                      (7) 消防の職員 <u>50</u>人                      (8) 略                      2 略                      以下 略</p>	<p>第1条 略                      (職員の数)                      第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。                      (1) 町長の事務部局の職員 <u>300</u>人                      (2)～(4) 略                      (5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>60</u>人                      (6) 略                      (7) 消防の職員 <u>55</u>人                      (8) 略                      2 略                      以下 略</p>